

公的賃貸住宅団地の再整備に際して福祉・医療施設等の整備を促進し、高齢者等が安心して住むことができる安心住空間の創出を図る安心住空間創出プロジェクトを推進

公営住宅等整備事業(地域住宅交付金基幹事業)の拡充

既設公営住宅等の除却費(拡充)

【現 行】

公営住宅の建設等に係るもの

【拡 充】

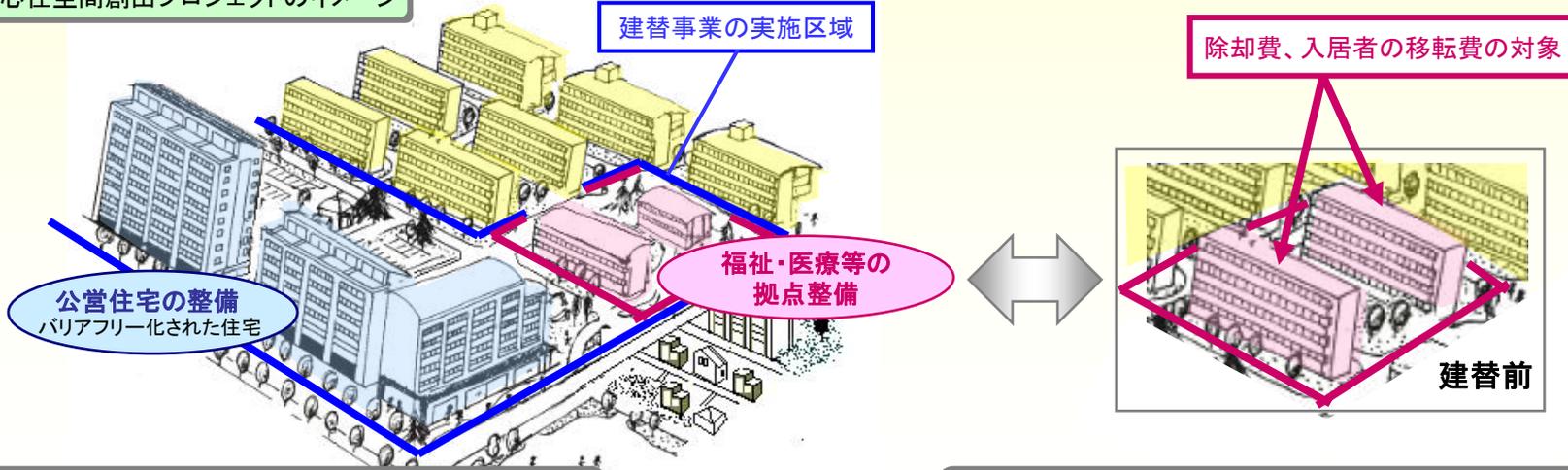
以下のいずれかに係るもの

- ・ 公営住宅の建設等
- ・ 公営住宅の用途の廃止に伴い生ずる土地における福祉施設、介護施設、医療施設、公的賃貸住宅等の整備

入居者の移転に要する費用(追加)

新たに整備される福祉施設、介護施設、医療施設等に供する土地に存する既設公営住宅の従前入居者に係る移転費用
(移転件数1件につき、171千円を限度)

安心住空間創出プロジェクトのイメージ



団地に公的賃貸住宅を整備することが必要
(既設公営住宅等の用途廃止・除却のみでは対象外)

福祉施設、介護施設、医療施設、公的賃貸住宅等の整備に係る既設公営住宅等の除却費、入居者の移転費が対象

高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度の対象の拡大等

1. 目的

高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度の保証対象を拡充し、高齢者、障害者等の居住の安定確保を図る。

2. 制度改正内容

高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度について対象世帯及び滞納家賃に係る保証月数の見直しを行う。

①対象世帯

現行：高齢者（60歳以上）世帯、障害者（身体1～4級、精神1～2級、知的（精神に準ずる））世帯、子育て世帯（収入分位50%以下）、外国人世帯

改正：高齢者（60歳以上）世帯、障害者世帯、子育て世帯（収入分位50%以下）、外国人世帯

②滞納家賃に係る保証月数

現行：家賃の6ヶ月

改正：家賃の12ヶ月

